

検査証明書 (Phytosanitary Certificate) の添付厳格化について

植物防疫所

無断転載禁止

植物防疫法施行規則の一部改正(令和2年8月5日官報公示)の概要

検査証明書の添付が免除される植物の見直し

<概要>

○植物防疫法第6条〔輸入の制限〕(令和5年4月1日施行)

輸入する植物(栽培の用に供しない植物であって、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものとして農林水産省令で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)又は指定物品(検疫有害動植物が付着するおそれがあるものとして農林水産省令で定めるものに限る。以下この章において「検疫指定物品」という。)及びこれらの容器包装は、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならない。

⇒ **検査証明書が添付されていない場合 → 廃棄又は返送**

○これまでは、植物防疫法施行規則(昭和25年6月30日農林省令第73号)第5条の3において、検査証明書の添付を要しない植物として、乾燥したうこんやアーモンドの乾燥した種子など9品目が定められていました。

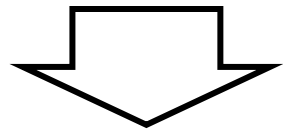
○今般、最新の情報を踏まえ、改めて科学的な根拠に基づくリスク評価を実施して**検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものを見直し、植物防疫法施行規則(第5条の3※)が改正**されました。※(令和5年4月1日から第4条に改正)

ただし、貨物で輸入される穀類等の植物については、輸出国側の検査証明書発行体制が整うまでの準備期間として、令和5年8月4日までの3年間の猶予期間を設定していました。

「検疫有害動植物が付着するおそれが少ないもの」の考え方

リスク評価に基づく見直しの判断基準

- 一定の加工処理を経ていること
- ほ場又はほ場と近接する場所での使用が想定されないもの
- 過去5年間の輸入検査において、不合格率が1.0%以下のもの
- 土壌や輸入禁止植物が混入するおそれが少ないもの
- 植物防疫法施行規則別表1の2、別表2及び別表2の2に規定する重要病害虫の寄主植物でないもの



検疫有害動植物の付着するおそれが少ないものと判断

言い換えると……………

- 加工(乾燥、圧縮など)されていること
- 栽培用ではないこと又は肥料、飼料、その他農林業における生産資材として使用されないこと
- 検疫有害動植物が付着するおそれが少ないこと(植物部位ごとの違いなど)
- 土壌や輸入禁止植物が混入するおそれが少ないこと(混入しやすい植物は除く)
- 付着する可能性のある検疫有害動植物の危険度が高く、別に検疫措置が求められていないこと

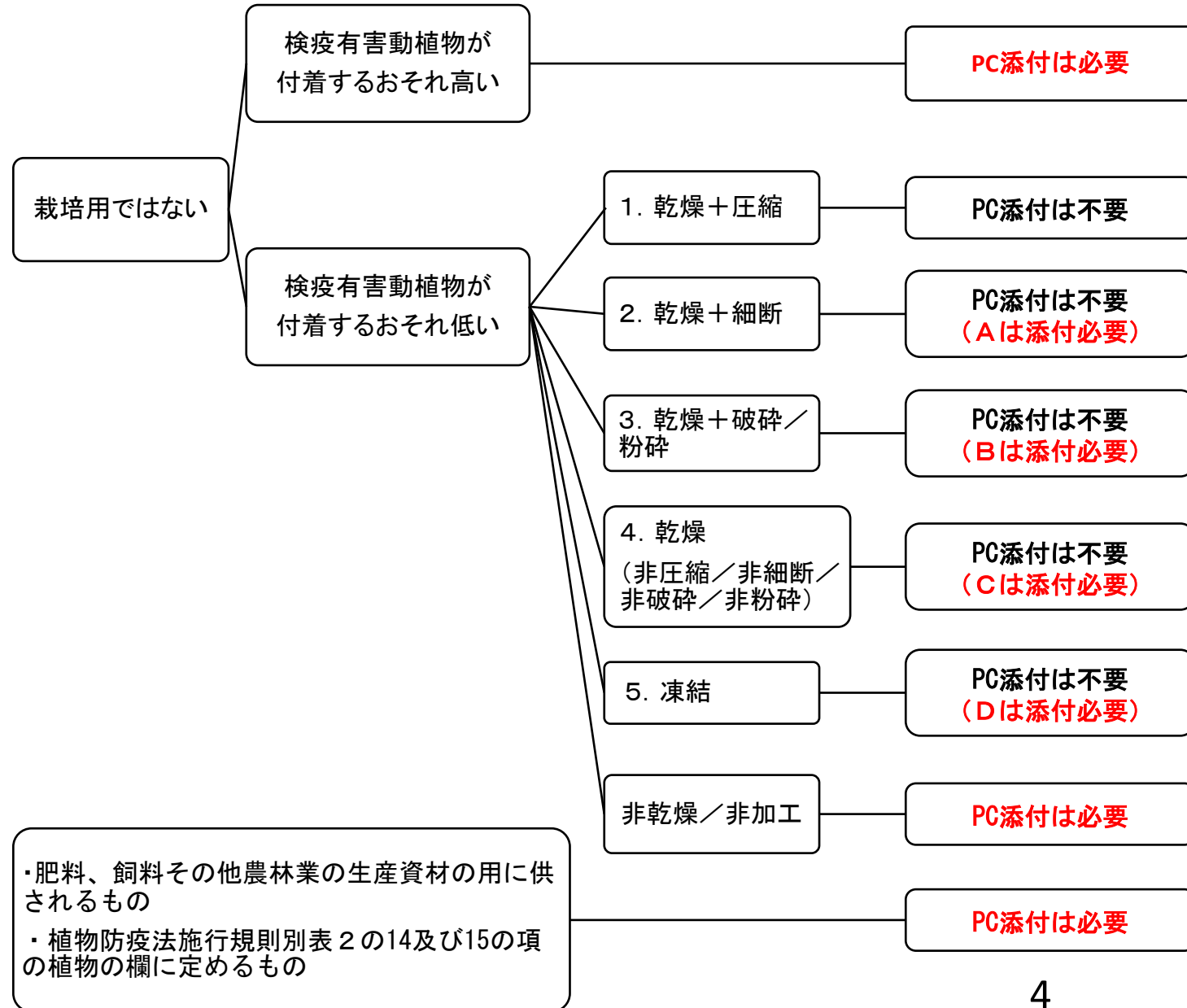
植物防疫法施行規則第5条の3

(令和5年4月1日から第4条に改正)

植物防疫法第6条第1項の栽培の用に供しない植物であって、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものとして農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、肥料、飼料その他農林業の生産資材の用に供されるもの並びに植物防疫法施行規則別表2の14及び15の項の植物の欄に定めるものは、この限りではない。

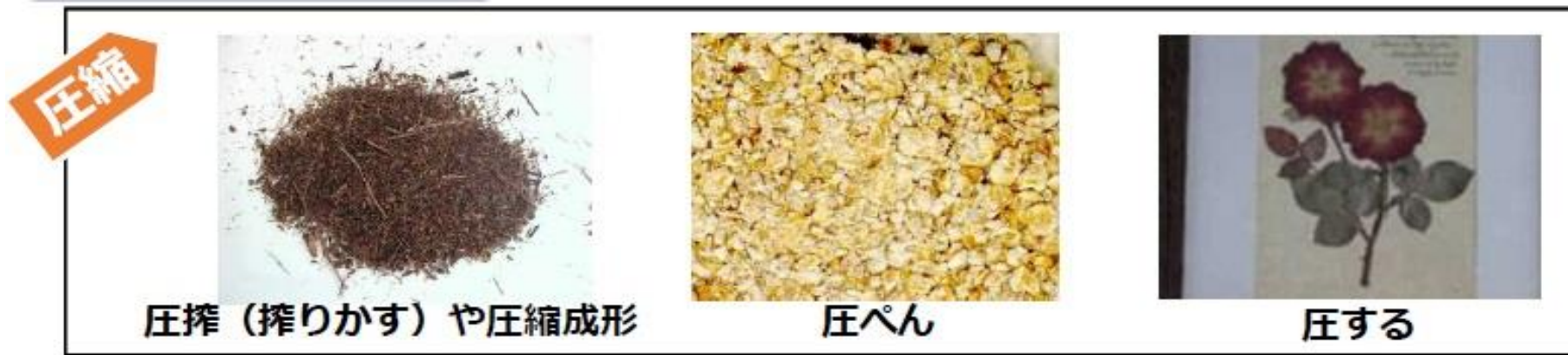
- 1 乾燥され、かつ、圧縮されたもの
- 2 乾燥され、かつ、細断されたもの（センナの茎、オレンジの果実及び果皮並びにキャッサバの根を除く。）……A
- 3 乾燥され、かつ、破碎され、又は粉碎されたもの（オレンジ及びタマリンドの果実並びにキャッサバの根を除く。）……B
- 4 乾燥されたものであって、圧縮され、細断され、破碎され、又は粉碎されていないもの。ただし、木材及び次に掲げる植物ごとにそれぞれ次に定める部位を除く。……C（7ページ参照）
- 5 凍結されたもの（くるみの核子を除く）……D

イメージとしては……………



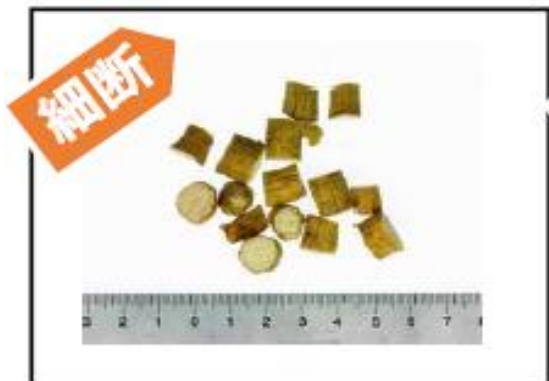
植物防疫法施行規則第5条の3(令和5年4月1日から第4条に改正)

1 乾燥され、かつ、圧縮されたもの



2 乾燥され、かつ、細断されたもの

(センナの茎、オレンジの果実及び果皮並びにキャッサバの根を除く。)



3 乾燥され、かつ、破碎され、又は粉碎されたもの
(オレンジ及びタマリンドの果実並びにキャッサバの根を除く。)



4 乾燥されたものであって、圧縮され、細断され、破碎され、又は粉碎されていないもの。ただし、木材及び次に掲げる植物ごとにそれぞれ次に定める部位を除く。



(次ページ)

5 凍結されたもの (くるみの核子を除く。)

植物防疫法施行規則第5条の3の4号関係(令和5年4月1日から同第4条の4号に改正)

木材及び次に掲げる植物ごとにそれぞれ次に定める部位を除く

- イ いたりあかさまつ 葉、枝及び樹皮
- ロ エウカリプツス・スツアルチアーナ 葉、枝、花及び果実
- ハ エウカリプツス・ビミナリス 葉、枝、花及び果実
- ニ えごま 種子
- ホ カカオノキ 種子
- ヘ カスタネア・クレナタ 殻付きの種子
- ト ギイボウルチア・ペレグリニアーナ 樹皮
- チ くるみ 核子
- リ コエンドロ 葉及び種子
- ヌ こしょうぼく 葉、枝、花及び果実
- ル ごま 種子
- ヲ ざくろ 果実
- ワ さとうまつ 葉、枝及び樹皮
- カ すぎ 果実
- ヨ せいようあぶらな 種子
- タ センナ 葉
- レ タマリンド 果実
- ソ ちゅうごくぐり 殻付きの種子
- ツ なんようあぶらぎり 種子
- ネ においくろたねそう 種子
- ナ はますげ 葉及び茎
- ラ ピヌス・マリチマ 葉、枝及び樹皮
- ム ひめういきよう 種子
- ウ ブラジルナットノキ 殻付きの種子
- ヰ べにばな 花及び種子
- ノ めぼうき 葉及び種子
- オ ももたまな 葉、枝及び花
- ク ようしゆねず 果実
- ヤ ヨーロッパぶな 葉、枝及び花
- マ わさびのき 葉及び果実
- ケ あかざ科 種子
- フ いね科植物 種子(麦芽を除く)
- コ たで科植物 種子
- エ ひゆ科植物 種子
- テ まめ科植物 種子

PC添付は
必要

部位毎にPC添付の要否は変わります……

令和5年8月5日に向けてお願いしたいこと

- 本年8月5日から、検査証明書の添付が必要な植物を貨物として輸入された場合、同証明書の添付を厳格に求めます。
- 貨物として輸入を予定する植物について、検査証明書の添付の要否を確認願います（不明な点は最寄りの植物防疫所にお気軽にご確認願います）。
- 検査証明書の添付が必要な植物を貨物として輸入する場合、輸出者様を通じて輸出国当局に対して検査証明書発行に必要な手続きを確認するなど、速やかに調整を進めて下さい。
- 輸出国側に確認を行った結果、当該植物に対して検査証明書が発行されない国・品目があることが判明した場合には、その旨を植物防疫所へ情報提供いただくとともに、引き続き、輸出者様等を通じて輸出国当局に対し、検査証明書の発行について要請願います。

植物防疫所からのおねがい

ご不明な点などございましたら、以下の植物防疫所にお問い合わせください。

〈 植物防疫所のお問合せ先 〉

- 横浜植物防疫所 045-211-7152
- 名古屋植物防疫所 052-651-0112
- 神戸植物防疫所 078-331-2386
- 門司植物防疫所 093-321-2601
- 那覇植物防疫事務所 098-868-2850

植物防疫所からのおねがい

ご不明な点などございましたら、以下の植物防疫所にお問い合わせください。また、以下のURLから関連情報を閲覧ください。

〈 植物防疫所のお問合せ先 〉

- 横浜植物防疫所 045-211-7152
- 名古屋植物防疫所 052-651-0112
- 神戸植物防疫所 078-331-2386
- 門司植物防疫所 093-321-2601
- 那覇植物防疫事務所 098-868-2850

○植物防疫所ホームページ(ご意見・ご質問)

https://www.contactus.maff.go.jp/j/pps/form/qa_e.html

〈 関連情報の閲覧先 〉

検査証明書の添付が免除される植物の見直しについて

<https://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/import/ipcfuyou/index.html>

- 検査証明書の添付が免除される植物
- 検査証明書の添付が必要な植物
- 省令の改正など(WTO・SPS通報含む)

